

保険・年金 フォーカス

インドの保険監督規制 を巡る動向 2023 —IRDAI による規制改革等の状況(その 3)—

保険研究部 研究理事 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

インドの保険監督当局である IRDAI (Insurance Regulatory and Development Authority of India インド保険規制開発局) による各種の規制改革を巡る状況については、2022 年から 2023 年初頭における動きについて、保険年金フォーカス「[インドの保険監督規制を巡る動向—IRDAI による一連の改革の状況\(その 1\)—](#)」(2022.11.9)、「[インドの保険監督規制を巡る動向—IRDAI による一連の改革の状況\(その 2\)—](#)」(2022.11.15) 及び「[インドの保険監督規制を巡る動向—IRDAI による一連の改革の状況\(その 3\)—](#)」(2023.2.3)で報告した。

また、2023 年に入ってからその後の IRDAI の規制改革等の動きについては、保険年金フォーカス「[インドの保険監督規制を巡る動向 2023—IRDAI による規制改革等の状況\(その 1\)—](#)」(2023.7.20) 及び「[インドの保険監督規制を巡る動向—IRDAI による規制改革等の状況\(その 2\)—](#)」(2023.7.25) において、そのいくつかを抜粋して報告した。

今回の保険年金フォーカスでは、前回の報告以降の IRDAI を巡る動きについて、そのいくつかを抜粋して報告する。なお、ソルベンシーと会計を巡る動きについては、基礎研レポート「[インドの生命保険会社の状況—2022 年度の決算数値を踏まえての成長性・効率性・収益性・健全性等の動向—](#)」(2023.10.26)において報告したので、今回のレポートには含めていない。

なお、以下の内容は、それぞれ IRDAI が公表したプレスリリース資料等に基づいている¹。

2—保険諮問委員会の再構築

IRDAI は、2023 年 8 月 23 日に、保険諮問委員会の再構成を行うと公表²した。

再構成後の保険諮問委員会の委員は、以下の通りとなっている。

1.インド国立銀行総裁、2.生命保険審議会執行委員長、3.損害保険審議会執行委員長

¹ プレスリリース資料の翻訳とそれに基づく内容の説明は、筆者の解釈と判断に基づいている。

² <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=3790642>

4. 保険大学校長、5. インドアクチュアリー会会長、6. インド保険仲立人協会会長
7. インド保険調査員・損害査定協会理事長
8. Shri Arijit Basu、9. Shri L. Viswanathan、10. Dr. K. Srinath Reddy
11. Shri N.S. Kannan、12. Dr. Ajit Ranade、13. Shri Dhananjay N. Date
14. Shri Shrimohan Yadav、15. Ms. Padmaja Chundururu、16. Dr. Hari Shankar Gaur
17. Shri P.S. Jayakumar、18. Shri Rajendra Beri.

3—再保険規制の改正

IRDAI は、2023 年 8 月 23 日に、IRDAI 再保険規則の改正³を行い、8 月 24 日にプレスリリース⁴を行った。

これらの改正の包括的な目的は、インドの保険会社、インドの再保険会社、外国再保険支店 (FRB)、国際金融サービスセンター保険オフィス (IIO) に適用される既存の規制を調和させ、合理化することである。この包括的な規制の見直しは、インドを世界的な再保険ハブとして位置付けるための戦略的なものである。

これらの改正の主要な焦点分野は、以下のようないくつかの重要な側面を中心に展開されている。①拡大する需要に対応し、より大きなリスクを管理するのに役立つ再保険セクターの全体的な能力を高めるために協調的に努力する。②業界内の技術的専門性を向上させ、卓越性と革新の環境を促進することを目指す。③業界で活動する様々な事業体のコンプライアンス負担を軽減し、規制の状況をより効率的にナビゲートできるようにする。

この点に関して、以下のようないくつかの注目すべき変更が行われた。①FRB の最低資本規制を、過剰な割当資本を本国に送還するための規定とともに、100 crore Rs から 50 crore Rs に引き下げる⁵。②以前は 6 段階にわたっていた優先順位を 4 段階に合理化する。③再保険プログラムのフォーマットを簡素化、規制当局の報告要件を合理化し、明確性と有効性を向上させた。

これらの改正の重要な側面は、インドを世界的な再保険ハブとして位置付けるという、より広範な目標と整合的になっている。IRDAI は、国際金融サービスセンター機構 (IFSCA) と協力して、従来のインド市場の内外で再保険活動の成長に資する環境を整備することを目指している。

IIO の規制枠組みは、二重のコンプライアンスを排除し、より大きな金融エコシステムへのシームレスな統合を促進することを目的として、IFSCA 規制と整合させている。改正された IIO の優先順位⁶は、規制の簡素化と FRB の配置の改善と相まって、より競争的な環境を促進する。

結論として、IRDAI によって導入された改正は、インドの再保険の状況における重要な飛躍を示している。規制を簡素化し、競争力を強化し、世界の金融サービスの動向に合わせることで、これら

³ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=3791151>

⁴ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=3790275>

⁵ 1 crore Rs (クロール・ルピー) は、1000 万ルピー (2023 年 11 月時点での為替レートによると約 1800 万円) であることから、約 18 億円から約 9 億円に引き下げられたことになる。

⁶ 保険会社が出再する場合の再保険会社の優先順位において、従前は FRBs より後順位に置かれていた IIOs について、一定の条件を満たす場合には FRBs と同順位に置かれる形に改正されている。

の改正は、インドを主要な世界的な再保険ハブとして確立するという規制の意図を示している。改正が施行され、インドの再保険市場が発展するにつれて、保険セクターは成長の加速、国際的な認知度の向上、全体としてより強固なエコシステムを目の当たりにすることになる。

4—Bima Manthan

IRDAI は、2023 年 9 月 4 日と 5 日に、保険及び再保険会社の CEO との定期的な会議である第 4 回 Bima Manthan を開催⁷した。IRDAI の公表資料によれば、その内容は以下の通りであった。

このフォーラムは、保険業界との継続的な交流と対話の礎となっている。深い議論、審議、洞察は、「2047 年までに全ての人に保険を」の達成を目指して、インドにおける保険の成長と発展を推進するための共同の貢献を強調している。

会議では、保険セクターで普及している成長機会とそのような機会を活用するための戦略を目的とした活発な議論とプレゼンテーションが行われた。また、保険セクターにおけるエマージングリスクから革新的な商品開発、プロテクションギャップを埋めるための戦略、チャネルアプローチの刷新、保険へのアクセス拡大における技術の役割の強化に至るまで、幅広いトピックについて熱心な議論が行われた。参加者は深い議論を行い、ラストワンマイルに到達するための実用的な解決策を特定することを目的とした示唆に富んだプレゼンテーションを披露した。

さらに、保険業界の進歩と国家保険計画（SIP）を加速するための戦略も詳細に議論された。SIP は、国のいたるところで保険へのアクセスを拡大する目的で、州／UT が保険会社に割り当てられているラストワンマイルに到達するための主要なイネーブラー（他人の行動に力を貸すもの）となる。

リスクベース資本フレームワーク（RBC）、リスクベース監督フレームワーク（RBSF）及び国際財務報告基準（IFRS）の実施に向けた進展も議論された。RBC の下での最初の定量的影響度調査（QIS-1）が既に展開されており、RBSF の下での最初のパイロット演習も開始されていることが強調された。基準の通知後に実施される IFRS 採用のために概説されたガイドパス（運用方針を一定のルールにもとづき見直していくような戦略）も保険会社に説明された。業界は、将来の準備の整った原則ベースのアーキテクチャに移行するための強い熱意とコミットメントを示した。

また、保険の利用可能性、アクセシビリティ、手頃な価格の確保にも重点が置かれた。これに関連して、保険会社の地理的存在感を高め、アクセシビリティを向上させるためのチャネル戦略を強化するというダイナミックな要件と重要性に対応するために必要な様々なタイプの商品を理解し、全ての人のための保険の使命に向けて詳細な検討が行われた。

また、インド準備銀行（RBI）に登録されている自主規制機関であるマイクロ金融機関ネットワーク（MFIN）と Sa-Dhan⁸の CEO は、金融包摂、マイクロ保険に関する視点を提供する保険業界と交流し、マイクロ金融機関（MFIs）、ノンバンク金融会社（NBFCs）、小規模金融銀行（SFBs）な

⁷ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=3817916>

⁸ インドにおけるマイクロファイナンスの分野において重要な役割を果たしている組織

どの幅広いネットワークと保険業界の間で共有できる相乗効果に焦点を当てた。彼らはまた、彼らが対象とする市場と、保険会社がそれを利用して国内の保険普及率を高める方法に光を当てた。

会議では、保険業界の基準を向上させ、イノベーションを促進し、保険がリスク軽減と金融安全保障のための重要なツールであり続けることを確保するための保険・再保険セクターの共同のコミットメントが再確認された。

5—サイバーセキュリティの学際常任委員会の設立

IRDAI は、2023 年 9 月 14 日に、サイバーセキュリティの学際常任委員会を設立することを公表⁹した。

2023 年 4 月 24 日付で IRDAI 情報・サイバーセキュリティガイドラインが公表された後、所轄官庁の承認を得て、サイバーセキュリティに関する常任委員会を構成することが決定された。この委員会は、既存又は新興の技術に内在する脅威を定期的にレビューし、保険業界のサイバーセキュリティ態勢とレジリエンスをさらに強化するために、IRDAI 情報・サイバーセキュリティフレームワークの適切な変更を提案する。

委員会は、最高情報セキュリティ責任者、保険会社及び保険仲介会社の幹部、学者等の 10 人の委員で構成される。委員会は、必要に応じて、特定の問題の提案を検討するために外部委員を招聘することができる。

6—Bima Vahak ガイドラインの公表

IRDAI は、2023 年 10 月 13 日に、Bima Vahak ガイドラインと呼ばれる「IRDAI(Bima Vahak) Guideline 2023」を公表¹⁰した。これは、Bima Vahak と呼ばれる専門的な保険販売チャンネルについてのガイドラインである。このガイドラインは、Bima Vistaar と呼ばれる包括的な保険商品（生命、健康、財産の保障を提供するオールインワンの手頃な保険商品）の発売日から、発効となる。

1 | ガイドラインの目的

- ・保険のインクルージョンを強化し、全ての村／Gram Panchayat（グラム・パンチャヤット）¹¹での意識を高め、それによって、国の全ての隅々における保険の利用可能性とアクセシビリティを向上させることに特化した、女性中心の専門流通チャンネルを確立すること
- ・地方のニーズを理解し、認識し、彼らの村／Gram Panchayat の地元の人々の信用と信頼を享受しているローカルのリソースを特定し、進展させること

2 | Bima Vahak とは

Bima Vahak とは、このガイドラインに基くサービスの提供に従事している、個人（個人 Bima

⁹ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=3857996>

¹⁰ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=3982975>

¹¹ 「村議会」と訳され、インドの村の基本的な統治機関で、村の内閣の役割を果たす政治機関である。インドには約 25 万の Gram Panchayat があるとされている。

Vahak) 又はインドのそれぞれの法律に従って登録された法人 (法人 Bima Vahak) である。

3 | Bima Vahak の契約と任命

以下の通り規定されている。

a) 保険業者は、保険契約の勧誘並びに保険契約及び保険金の支払の円滑化を図るため、次のことを行うことができる。

i) 法人 Bima Vahak のサービスに関与する。

ii) 個人 Bima Vahaks を直接任命する。

b) 保険会社は、Bima Vahaks が関与した全ての行動及び行為について責任を負うものとする。

c) 法人 Bima Vahaks は、次のことを行う。

i) 保険会社との契約条件に従って、個人を Bima Vahaks として指名し、その全ての行動と行為について責任を負うものとする。

ii) 指定された Bima Vahaks を通じてのみ、保険商品を勧誘し、保険契約と保険金請求サービスを促進する。

d) Bima Vahak は、次のことを行う。

i) Bima Vistaar 及び当局が指定するその他の保険商品の販売及びサービス

ii) 保険会社の電子プラットフォームに直接統合された携帯電子通信機器のみを使用して販売及びサービスを行う。

iii) 保険契約者又は見込客から保険料以外の手数料を徴収することができない。

e) 生命保険審議会及び損害保険審議会は、Bima Vahaks に適用される共通の運用基準及び行動基準を確立することについて共同で責任を負うものとする。当該共通基準には、適格な最低教育基準、委員会の規模、訓練要件 (顧客デューデリジェンス/KYC¹²プロセス、個人データ保護、契約処理、保険金請求サービスサポートを含む)、標準的な任命条件 (デューデリジェンスの要件、身分証明書の発行を含む)、Bima Vahaks を通じて募集された全ての契約データの機密性、及びその他の運用面とコンプライアンス面を含むデータベースの維持、が含まれる。審議会は、共同で定期的にこれらの基準をレビューすることができる。

f) 全ての保険会社は、e) に基づいて共同で定められた基準に従い、Bima Vahaks に関する事項について取締役会の承認を受けた方針を有するものとする。

g) 全ての保険会社は、全ての Gram Panchayat におけるカバレッジを漸進的に達成することに焦点を当て、個人 Bima Vahaks や法人 Bima Vahaks に関与するように努めるものとする。Bima Vahaks は、2024 年 12 月 31 日までに各 Gram Panchayat に配備されるものとする。各州/連合直轄領¹³の主保険会社は、以下の構成に従って、Gram Panchayat に最大限のカバレッジを確保するために資源の配備を調整するものとする。

¹² KYC (Know Your Customer : 顧客確認)。保険年金フォーカス「[インドの保険監督規制を巡る動向 2023—IRDAI による規制改革等の状況 \(その 2\) —](#)」(2023.7.25)参照。

¹³ インドの連邦体制における準国家的行政組織。独自に選出した政府機構を持ち、連邦政府に直接統治されている。

S.No	保険会社	州／連合直轄領内でカバーされる Gram Panchayat*
1	主生命保険会社	40%
2	主損害保険会社	40%
3	主健康保険会社	5%
4	他の全ての保険会社	最低15%

*その後、要件と需要に応じて、保険会社は必要な数の Bima Vahaks を自由に使用し、展開することができる。

4 | Bima Vahaks に割り当てられる活動の範囲

Bima Vahaks に割り当てられる活動の範囲には、以下を含めることができる。

- i) 提案書の記入、携帯型電子通信機器による KYC 要求、保険証券の発行
- ii) 契約及び請求に関連するサービスの調整及びサポート（該当する場合）
- iii) 請求決済のサポート

5 | その他

保険料の徴収に関して、携帯デバイスは、保険料を指定された銀行口座に直接送金できるようにするために、見込客／保険契約者が電子モードで保険料を支払うことを可能にする、としている。

7—保険契約の文言簡素化委員会の設立

IRDAI は、2023 年 10 月 30 日に、保険契約の文言簡素化のための委員会の設立に関する命令を发出¹⁴した。

保険契約者は、保険契約で使用される言語が複雑であるため、保険契約の条件を理解することが困難なことがよくある。これにより、保険契約者が混乱し、保険契約を購入する際に情報に基づいた意思決定を行うために必要な知識の欠如につながることになる。IRDAI は、「2047 年に全ての人に保険を」にコミットしている。この目的を達成するために、進歩的で、支援的で、促進的で、将来を見据えた規制アーキテクチャを構築するための努力が行われている。これは、保険契約者のより幅広い選択、アクセシビリティ、手頃な価格につながる、貢献的で競争的な環境を促進するためのものである。この努力の中で、保険契約者に理解できる言語を使用して、保険契約の文言を簡素化するために、12 人のメンバーからなる委員会が構成された。

委員会は、保険諮問委員会（IAC）の L.Viswanathan 氏が委員長を務め、生命保険・損害保険審議会の事務局長やインド保険ブローカー協会（IBAI）の会長、インド州立銀行（法人代理店）の首席役員及び保険業界の他の上級メンバー等で構成される。

委員会の付託事項は、以下の通りとなっている。

1. 既存の保険契約文言を検討し、法的に正しく、強制力のあるシンプルで平易な表現を提案する。
2. 契約の各当事者の義務と責任を明確に規定する簡単な契約文言を提案する。
3. 印刷物と電子記録の両方について、読みやすく理解しやすい文書の書体やその表現等の仕様を提

¹⁴ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=4039563>

案する。

4. その他委員会に付議されるべき事項。

なお、委員会は、必要に応じて外部の専門家を委員会に含めることもできる。
委員会は、その設立日から8～10週間以内に勧告を提出しなければならない。

8—銀行窓販(Bancassurance)チャネルに関するTFの設立

IRDAIは、2023年10月31日に、既存の銀行窓販仲介モデルを見直し、保険契約者の利益保護を中心とした規制の枠組みに変更があればそれを実行する、ためのTF（タスクフォース）を設立すると公表¹⁵した。

IRDAIの問題意識は、以下の通りである。

- ・銀行は保険商品の販売において重要な役割を果たしている。銀行は、適用される規制の枠組みの下で、法人代理店やマスター契約者として保険商品の販売に従事している。銀行は、保険ブローカーとして保険商品の販売のための別の法人を設立するオプションを有しているが、これまで、そのようなオプションは銀行によって行使されていない。
- ・銀行は全国の支店を通じた大規模なネットワークを有しているにもかかわらず、2022～23年度における銀行の法人代理店としての保険料は、損害保険料の5.93%、生命保険の新契約保険料の17.44%であった。ラストワンマイルに到達し、全国の隅々まで保険商品を提供する方法の一つは、広大な銀行支店ネットワークを活用することである。

TFは、IRDAI関係者、銀行及び保険会社の代表者で構成されている。

TFの付託事項は、以下の通りとなっている。

- i) 銀行窓販パートナーの市場行動要件に関する規制規定を提案する。特に、この流通モデルにおいて不適正販売／強制的販売の苦情が寄せられていることを考慮する。
- ii) 既存の銀行窓販による保険仲介モデルの有効性を検討し、その効率性を向上させる方法と手段を提言する。
- iii) このモデルにおける国際的なベストプラクティスを検討し、国内規制要件に適切な修正がある場合はそれを提案する。
- iv) 当TFに付託されたその他の関連事項

TFは、この命令の日から2か月以内に勧告を提出しなければならない。

9—関税撤廃後に適用可能な枠組みを提案するためのTFの設立

IRDAIは、2023年11月3日に、「関税撤廃後に適用可能な枠組みを提案するためのTFの設立に関する事務命令」を発出¹⁶した。

¹⁵ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=4053784>

¹⁶ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=4063144>

IRDAI は、既存の関税の非通知後の規制枠組みを提案するために構成された作業部会の勧告を検討した。非通知後は、損害保険の実施は原則に基づくガイドラインに従う。保険会社は、「損害保険事業のための商品ファイリングガイドライン」により、既に商品設計に対応している。

関税撤廃には、当局による既存の関税の非通知と官報への掲載が必要であることから、保険諮問委員会（IAC）メンバーである Shri Rajendra Beri 議長の下、保険会社／再保険会社の代表者で構成される TF を構成することとした。

TF は、保険会社に対する指針として、幅広い健全性ガイドラインを提案し、関連する重要な運用面に対処することが求められている。

TF の付託事項は、以下の通りである。

- 1) 対処すべき事項の原則に基づく枠組みを勧告すること
- 2) 非通知業種ガイドライン案の提案

TF は、命令の日から 3 週間以内に勧告を提出することを求められる。

10—まとめ

以上、今回のレポートでは、[前回の 2023 年 7 月 25 日の保険年金フォーカス](#)による報告時以降の IRDAI を巡る動きについて、そのいくつかを抜粋して報告してきた。

IRDAI は、時代の変化に合わせて、保険の普及促進とともに、健全な保険事業運営のための各種の規制の基盤を策定しようとしてきている。

インドの保険市場への注目度は極めて高いことから、IRDAI を初めとした規制当局の動きについては今後も注視していきたい。

以 上